

## ご家族の介護をしながら働いているみなさんへ 介護休業制度についてご存知ですか？

働きながら、要介護状態（※1）にあるご家族（※2）を介護されている方は以下の制度を利用することができます。有期契約の方も所定の要件を満たせば利用できます。ただし、対象除外の要件（※3）に該当する場合は利用できません。

- ※1 介護保険制度の要介護認定を受けていない場合でも「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」に当てはまる場合は対象です。
- ※2 対象となる家族は、配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫です。
- ※3 日々雇用者、勤続1年未満の者など（勤務先で労使協定の締結が前提）

### 介護休業

対象家族1名につき通算93日（3回に分けて取得可能）

### 勤務時間短縮等の措置

対象家族1名につき最初の申出から3年間の間に2回の利用が可能

### 介護休暇

対象家族1名は年5日、2名以上は年10日の取得が可能。半日単位でも取得可能

### 所定外労働の免除

所定外労働を免除

### 時間外労働の制限

法定時間外労働を1ヶ月24時間、1年150時間までに制限

### 深夜業の制限

深夜業（22時～5時）を免除

制度についてもっと詳しく知りたい  
勤務先に申出をしたが利用させてもらえない  
勤務先の就業規則に規定がない  
制度の申出をしたら不利益取扱い（解雇、雇止め、身分変更など）された

→ こんな場合には、下記にご相談ください。

神奈川県労働局雇用環境・均等部指導課 TEL：045-211-7380  
開庁時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）